

文京区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例案の主な内容

1 改正理由

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正等に伴い、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例を設ける。

2 改正内容

所得割の納税義務者が新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和 2 年法律第 25 号）第 5 条第 4 項に規定する指定行事のうち、区長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までの間に行った場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中にその放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額の合計額（当該合計額が 20 万円を超える場合にあっては、20 万円）の寄附金を支出したものとみなして、寄附金税額控除に関する規定を適用する。

付則第 17 条（新設）

※ その他文京区特別区税条例等の一部を改正する条例（令和 2 年 7 月文京区条例第 19 号）第 2 条のうち、文京区特別区税条例付則に 1 条を加える改正規定について、文言等の整備を行う。

3 施行期日

公布の日